

いちのみや子育て支援サイトバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、いちのみや子育て支援サイト（アドレス（URL）<http://kosodate.city.ichinomiya.aichi.jp/>、以下「子育て支援サイト」という。）にバナー広告を掲載する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 子育て支援サイト内に表示される広告画像で、第10条第3項の規定により掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトにリンクするものをいう。
- (2) リンク先ページ 広告主が指定するリンク先のウェブサイトをいう。

(掲載基準)

第3条 子育て支援サイトにバナー広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書き各号に該当しないものとする。

- 2 子育て支援サイトに掲載することができるバナー広告及びリンク先ページの内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(バナー広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦53ピクセル、横145ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF、JPEG、PNG（アニメーション不可）
- (3) 容量 20KB 以内

(バナー広告の掲載位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する位置 ページ最下
- (2) 掲載枠数 18

(バナー広告の掲載期間)

第6条 バナー広告を掲載する期間は、掲載開始日を4月16日（市役所閉庁日の場合は、直後の開庁日。以下「掲載開始日」という。）とし、掲載終了日を翌年4月15日（市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）の1年とする。ただし、掲載開始日以降において掲載枠数に満たない場合は、別に定めるところによる。

(バナー広告掲載料)

第7条 バナー広告掲載料は、1枠につき年額60,000円（税込み）とする。ただし、掲載期間が1年に満たない場合は、5,000円（税込み）に掲載月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を乗じた額とする。

- 2 広告主は、子ども家庭部長が指定する期日までにバナー広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、子ども家庭部長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(バナー広告の募集)

第8条 バナー広告の募集は、子育て支援サイト、市ウェブサイト及び広報一宮に掲載して行う。

(バナー広告掲載の申込み)

第9条 子育て支援サイトへのバナー広告掲載希望者は、いちのみや子育て支援サイトバナー広告掲載申込書

(様式第1)(以下「掲載申込書」という。)に広告案を添えて、子ども家庭部長の指定する期日までに提出しなければならない。

- 子ども家庭部長は、必要に応じて、バナー広告掲載希望者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

(バナー広告掲載の審査及び決定)

第10条 子ども家庭部長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付してバナー広告掲載の可否を決定するものとする。

- 前項の審査の結果、その内容及びリンク先ページの内容が適当であると認められるものがバナー広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって決定するものとする。

- 子ども家庭部長は、前2項の場合において、バナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果をバナー広告掲載希望者に、いちのみや子育て支援サイトバナー広告掲載可否決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

(承諾書の提出)

第11条 広告主は、子ども家庭部長が指定する期日までにいちのみや子育て支援サイトバナー広告掲載承諾書(様式第3)を提出しなければならない。

(バナー広告の提出)

第12条 広告主は、自己の責任及び負担により市の指示に従ってバナー広告を作成し、指定期日までに提出しなければならない。

(バナー広告等の確認)

第13条 子ども家庭部長は、バナー広告を掲載しようとするときは、バナー広告の規格及び内容並びにリンク先ページの内容が掲載申込書の記載内容と相違していないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

- 子ども家庭部長は、前項の場合において、バナー広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容が、掲載申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めるときは、広告主に対しバナー広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容の修正を求めることができる。

(バナー広告等の変更)

第14条 広告主は、バナー広告又はリンク先ページのアドレスを変更することができる。

- 広告主は、バナー広告又はリンク先ページのアドレスを変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までにいちのみや子育て支援サイトバナー広告等変更申込書(様式第4)(以下「変更申込書」という。)を子ども家庭部長に提出しなければならない。
- 前条の規定は、バナー広告又はリンク先ページアドレスの変更について準用する。この場合において、前条第1項中「バナー広告を掲載しよう」とあるのは、「バナー広告又はリンク先ページのアドレスを変更しよう」と、同条第1項及び第2項中「掲載申込書の」とあるのは、「変更申込書の」と読み替えるものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、バナー広告及びリンク先ページの内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 広告主は、バナー広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 広告主は、バナー広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(バナー広告掲載の取消し)

第16条 子ども家庭部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を取り消すことがで

きる。

- (1) バナー広告が指定期日までに提出されなかったとき。
 - (2) バナー広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (3) 第13条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による修正を広告主が行わなかったとき。
 - (4) バナー広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容がこの要領の規定に抵触する場合において、第13条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定によっても解消できないとき。
 - (5) 公益上の理由により市がバナー広告の掲載位置を使用する必要性が生じたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭部長がバナー広告の掲載を適当でないと認めるとき。
- 2 子ども家庭部長は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消したときは、いちのみや子育て支援サイトバナー広告掲載取消通知書（様式第5）により通知するものとする。

（バナー広告掲載の取下げ）

第17条 広告主は、自己の都合により、子育て支援サイトへのバナー広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市に申し出なければならない。

（バナー広告掲載料の還付）

第18条 納入されたバナー広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、バナー広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付するバナー広告掲載料の額は、5,000円に残りの掲載月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）を乗じた額とする。
- 3 前2項の規定により還付するバナー広告掲載料には利子を付さない。

（免責）

第19条 市は、次に掲げる理由により、子育て支援サイトにバナー広告を掲載できなかったときは、その責めを負わない。

- (1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。
- (2) サーバ等の機器の保守又は工事を行うとき。
- (3) 子育て支援サイトにバナー広告を掲載するため、一定時間（バナー広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間とする。）調整を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子育て支援サイトの運営を、1月当たり合計24時間を超えない時間停止したとき。

（雑則）

第20条 この要領に定めるもののほか、バナー広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成29年3月31日から施行し、平成29年5月16日以降に掲載するバナー広告から適用する。

- 2 一宮市民活動情報サイト等バナー広告掲載要領（平成20年1月16日施行）は廃止する。

付 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。